

## 習志野市選挙管理委員会議事録

### 令和元年度第5回定例選挙管理委員会

#### ○開催日

令和元年10月16日(水)午前9時～午前10時10分

#### ○場所

市役所2階会議室3

#### ○委員

4名中「出席4名」「欠席0名」

役職	氏名	出欠	備考
委員長	金子光雄	出席	
委員長職務代理者	田畑富三夫	出席	議事録署名
委員	中野隆	出席	
委員	染谷雅美	出席	

#### ○付議事項と審議結果

上程2件中「承認2件」「不承認0件」「審議未了0件」

付議事項	審議結果
議案第79号 選挙人名簿から抹消することについて	承認
議案第80号 在外選挙人名簿から抹消することについて	承認

### < 発言要旨 >

#### 【委員長】

只今より、令和元年度第5回定例選挙管理委員会を開会します。

会議録署名委員は、選挙管理委員会規程第10条の規定により、田畑委員を指名します。

本日の議題は、選挙人名簿から抹消することについて他1件です。

議案第79号 選挙人名簿から抹消することについて事務局より説明をお願いします。

#### 【事務局】

「議案第79号 選挙人名簿から抹消することについて」を事務局より説明する。

(抹消選挙人名簿を回付して確認する。)

#### 【委員長】

只今の説明について、質疑ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。  
（「なし」と言う声あり。）  
ないようですので原案のとおり決定します。

**【委員長】**

次に「議案第80号 在外選挙人名簿から抹消することについて」を事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

「議案第80号 在外選挙人名簿から抹消することについて」を事務局長より説明する。  
（抹消在外選挙人名簿を回付して確認する。）

**【委員長】**

只今の説明について、質疑ありませんか。  
（「なし」と言う声あり。）  
本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。  
（「なし」と言う声あり。）  
ないようですので原案のとおり決定します。

**【委員長】**

その他、事務局より何かあればお願いします。

**【事務局】**

7件ご連絡します。  
まず「君津市議会議員一般選挙の投票事務の協力のお礼について」報告します。  
台風15号の影響により君津市議会議員一般選挙の期日前投票に依頼に基づき選挙管理委員会より選挙管理委員会事務局職員3名を派遣しました。今回、そのお礼の葉書が来ました。配布資料をご覧ください。  
この他にも習志野市は、被災地へ職員の派遣や救援物資の提供を行っております。  
次に「議会運営への申し入れに対する議会運営委員会等における決定事項について」です。  
資料をご覧ください。8月26日付で申し入れた件の回答です。事実と反する発言があった場合には、事務局長答弁で正しい事実を述べてから答弁する。また司法機関の判断等に疑義を呈する発言については、議長より発言議員に注意を促すとのこと。12月議会からの運用です。

**【委員】**

事実と異なる発言については、議長が注意すべきではないかと思えます。また、

司法機関の判断等に疑義を呈する発言に対しても2回目以降の注意を行わないのは甘いと感じます。

今回の回答については、選挙管理委員会としては納得できない内容のため、再度議長へ申し入れをしていきたいがどうでしょう。

【他委員】

異議なし。

【事務局】

ではこの件に関しては、改めて協議していきます。

次は「習志野市長選挙における審査申立について」です。

千葉県選挙管理委員会に7月8日付けで行われていた審査申し立てについては9月30日付で棄却になりました。なお原告は、この内容に不服がある場合は裁決書の交付もしくは要旨の告示日から30日以内に提起することができます。

【委員長】

10月4日から1カ月以内ですか。

【事務局】

はい。また、続報等ございましたら、ご報告します。

次に「台風第15号及び第19号による常時啓発塔への被害について」です。

先の台風により鷺沼小学校と香澄小学校に設置された常時啓発塔が強風により看板部分が破損し落下してしまいました。破損した物については、既に撤去は行っていますが、老朽化により他の教育施設に設置した啓発塔も今後破損する可能性が高いことから、順次撤去していきます。

次に決算委員会で、市長選で訴訟があったかどうかの質問がありましたので、候補者1名から訴訟があったことを先ほどの報告の内容にそって、述べさせていただきました。

また、街頭演説に関して先の市長・市議会議員一般選挙の折に、庁舎周辺で演説を行ったときに、候補者によって注意される場合とされない場合があり不公平ではないかとの質問もありましたが、選挙管理委員会の立場としては、禁止されているのは庁舎の建物内で行う場合のため、今回は庁舎管理の担当課からの答弁にて、歩道等で通行の邪魔になっているときに注意したと回答をしております。選挙管理委員会及び庁舎管理担当課も、公正公平に行っていると述べさせていただいています。

次に主権者教育についてです。10月8日に習志野高校で行いました。染谷委員と明推協の綾部副会長にもご出席いただきました。引き続き行っていきます。

最後に規程の改正についてです。「習志野市公職選挙法施行規程」について、これまで文言や様式などの細かなところの改正が行われていなかったため、現状に合わせた内容に法務係と調整しながら、見直しを行いました。

**【委員】**

議会で審議する案件なのか。

**【事務局】**

施行規程は議会の審議事項ではありません。

**【委員長】**

他に何かありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

以上をもちまして、第5回定例会を閉会します。